



# 熊本県公報

号外 第 3 0 号

平成 28 年 3 月 31 日(木)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 訓 令

○熊本県広域本部処務規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) 1

## 訓 令

### 熊本県訓令第 5 号

本庁各部 (公室・局) 課 (センター)

各 地 方 出 先 機 関

熊本県広域本部処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 2 8 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県広域本部処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県広域本部処務規程 (平成 2 5 年熊本県訓令第 2 7 号) の一部を次のように改正す

る。  
第 6 条 第 2 3 項中「(農業普及・振興課を除く。)」を削り、同条第 2 4 項を削り、同

条第 2 5 項を第 2 4 項とし、第 2 6 項から第 4 0 項までを 1 項ずつ繰り上げる。

第 1 0 条 第 1 項第 1 号中「部の職員」の次に「(課の職員を除く。)」を加え、同項第

2 3 号中「設計高」の次に「2, 0 0 0 万円以上」を加え、同条第 2 項第 3 号中「不服申

立て」を「審査請求」に改める。

第 2 0 条の次に次の 1 条を加える。

(県央広域本部の収税第一課の職員)  
第 2 0 条の 2 県央広域本部の収税第一課の職員は、知事が特に命ずる者のほか、大規模

又は広域的な捜索等を要する県税の滞納処分の執行に従事する場合に限り、他の広域本

部の収税課 (天草広域本部にあっては、税務課) の職員 (高額及び特殊な事案に係る滞

納処分の執行を担当する者に限る。) をもって充てる。

第 2 2 条 第 1 項第 1 8 号中「及び保育所」を「、保育所及び幼保連携型認定こども園」

に改め、同項第 1 9 号中「及び保育所」を「、保育所及び幼保連携型認定こども園」に、

「長期借入金等並びに社会福祉施設 (老人福祉施設、障害者福祉施設及び保育所に限る。)

の運営費」を「保育所の委託費」に改め、同項第 2 4 号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化

に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「鳥獣に

よる生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止」を「鳥獣の管理」に改める。

第 2 6 条 第 1 項中第 2 6 号を第 2 7 号とし、第 2 0 号から第 2 5 号までを 1 号ずつ繰り

下げ、第 1 9 号の次に次の 1 号を加える。

(20) 設計高 2, 0 0 0 万円未満の工事 (森林及び林業に係るものを除く。) の出来形

検査及びしゅん工検査に関すること。

第 2 6 条 第 2 項第 3 号中「及び保育所を運営するものに限る。」を「、保育所及び幼保

連携型認定こども園を運営するものに限る。) 及び幼保連携型認定こども園を運営する学

校法人」に、同条第 3 項第 3 3 号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥

獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同号ウ中「鳥獣による生

活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止」を「鳥獣の管理」に改め、同号オ中「鳥

獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟

の適正化に関する法律施行規則」に改める。

第 4 4 条 第 1 項中第 4 6 号を第 4 7 号とし、第 2 2 号から第 4 5 号までを 1 号ずつ繰り

下げ、第 2 1 号の次に次のように加える。

(22) 設計高 2, 0 0 0 万円未満の工事 (森林及び林業に係るものを除く。) の出来形

検査及びしゅん工検査に関すること。

第 5 3 条 第 1 号及び第 5 4 条 第 1 号中「県央広域本部農林部総務課」を「県央広域本部

税務部総務課」に改める。

第 5 6 条 第 1 項中第 2 8 号を第 2 9 号とし、第 2 0 号から第 2 7 号までを 1 号ずつ繰り

下げ、同項第 1 9 号イ中「法第 2 5 条の 6」を「法第 2 5 条の 1 4」に改め、同号ウ中「

法第 2 5 条の 7」を「法第 2 5 条の 1 5」に改め、同号エ中「法第 2 5 条の 8 第 1 項」を

「法第 2 5 条の 1 6 第 1 項」に改め、同号オ中「法第 2 5 条の 8 第 2 項」を「法第 2 5 条

の 1 6 第 2 項」に改め、同号カからケまでの規定中「法第 2 5 条の 1 0」を「法第 2 5 条

の 1 8」に改め、同号を同項第 2 0 号とし、同項第 1 8 号を第 1 9 号とし、第 8 号から





4 建設工事及び国費又は県費による補助工事の検査に關すること。  
 別表第6農地整備課の項分掌事務の欄第1号(1)中「施工管理」の次に「及び検査」を加える。

別表第7技術管理課の項を次のように改める。

技術管理課	1 建設技術に關する軽易な事項の所内の連絡調整に關すること。
	2 建設工事及び国費又は県費による補助工事の検査に關すること。

別表第8保健福祉環境部の部福祉課の項分掌事務の欄中第10号を第15号とし、第9号を第14号とし、第8号を第13号とし、第7号の次に次の5号を加える。

8 子ども・子育て支援法の施行に關すること。  
 9 児童福祉法第46条の規定による児童福祉施設（保育所に限る。）の最低基準実施の監督等に關すること。

10 就学前の子どもに關する教育、保育等の総合的な提供の推進に關する法律第19条の規定による幼保連携型認定こども園の検査に關すること。  
 11 児童福祉施設（保育所に限る。）又は幼保連携型認定こども園を運営する社会福祉法人の運営に關すること。

12 認可外保育施設の調査等に關すること。  
 別表第8農林水産部の部農業普及・振興課の項分掌事務の欄第6号を次のように改める。

別表第8農林水産部の部農業普及・振興課の項分掌事務の欄第8号を同欄第9号とし、同欄第7号中「、経営局及び生産局」を「及び流通アグリビジネス課、生産経営局並びに農村振興局むらづくり課」に改め、同号を同欄第8号とし、同欄第6号の次に次の1号を加える。

7 食品表示法第10条の規程による権限の委任等に關すること。  
 別表第9保健福祉環境部の部福祉課の項分掌事務の欄第1号(1)中「及び」の次に「及び検査」を加え、同表農林部の部農地整備課の項分掌事務の欄第10号中「及び」の次に「及び」を加え、同表土木部の部農地整備課の項分掌事務の欄第18号中「及び」の次に「及び」を加え、同表第19号までを1号ずつ繰り下げ、第17号の次に次の1号を加える。

別表第9土木部の部工務課の項分掌事務の欄第1号と第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。  
 4 建設工事及び国費又は県費による補助工事の検査に關すること。

別表第10保健福祉環境部の部福祉課の項分掌事務の欄第1号(1)中「施工管理」の次に「及び検査」を加え、同表農林部の部農地整備課の項分掌事務の欄第10号中「及び」の次に「及び」を加え、同表土木部の部農地整備課の項分掌事務の欄第16号中「及び」の次に「及び」を加え、第18号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第17号の次に次の1号を加える。

別表第9土木部の部工務課の項分掌事務の欄第1号と第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。  
 4 建設工事及び国費又は県費による補助工事の検査に關すること。

別表第10保健福祉環境部の部福祉課の項分掌事務の欄第1号(1)中「施工管理」の次に「及び検査」を加え、同表農林部の部農地整備課の項分掌事務の欄第10号中「及び」の次に「及び」を加え、同表土木部の部農地整備課の項分掌事務の欄第16号中「及び」の次に「及び」を加え、第18号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第17号の次に次の1号を加える。

別表第10土木部の部工務課の項分掌事務の欄第1号と第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。  
 4 建設工事及び国費又は県費による補助工事の検査に關すること。

別表第11保健福祉環境部の部福祉課の項分掌事務の欄第1号(1)中「施工管理」の次に「及び検査」を加え、同表農林部の部農地整備課の項分掌事務の欄第10号中「及び」の次に「及び」を加え、同表土木部の部農地整備課の項分掌事務の欄第16号中「及び」の次に「及び」を加え、第18号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第17号の次に次の1号を加える。

別表第12土木部の部工務課の項分掌事務の欄第1号と第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。  
 4 建設工事及び国費又は県費による補助工事の検査に關すること。

別表第11保健福祉環境部の部福祉課の項分掌事務の欄第1号(1)中「施工管理」の次に「及び検査」を加え、同表農林部の部農地整備課の項分掌事務の欄第10号中「及び」の次に「及び」を加え、同表土木部の部農地整備課の項分掌事務の欄第16号中「及び」の次に「及び」を加え、第18号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第17号の次に次の1号を加える。

別表第12土木部の部工務課の項分掌事務の欄第1号と第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。  
 4 建設工事及び国費又は県費による補助工事の検査に關すること。

別表第11保健福祉環境部の部福祉課の項分掌事務の欄第1号(1)中「施工管理」の次に「及び検査」を加え、同表農林部の部農地整備課の項分掌事務の欄第10号中「及び」の次に「及び」を加え、同表土木部の部農地整備課の項分掌事務の欄第16号中「及び」の次に「及び」を加え、第18号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第17号の次に次の1号を加える。

別表第12土木部の部工務課の項分掌事務の欄第1号と第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。  
 4 建設工事及び国費又は県費による補助工事の検査に關すること。

別表第11保健福祉環境部の部福祉課の項分掌事務の欄第1号(1)中「施工管理」の次に「及び検査」を加え、同表農林部の部農地整備課の項分掌事務の欄第10号中「及び」の次に「及び」を加え、同表土木部の部農地整備課の項分掌事務の欄第16号中「及び」の次に「及び」を加え、第18号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第17号の次に次の1号を加える。

別表第12土木部の部工務課の項分掌事務の欄第1号と第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。  
 4 建設工事及び国費又は県費による補助工事の検査に關すること。

別表第11保健福祉環境部の部福祉課の項分掌事務の欄第1号(1)中「施工管理」の次に「及び検査」を加え、同表農林部の部農地整備課の項分掌事務の欄第10号中「及び」の次に「及び」を加え、同表土木部の部農地整備課の項分掌事務の欄第16号中「及び」の次に「及び」を加え、第18号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第17号の次に次の1号を加える。

別表第12土木部の部工務課の項分掌事務の欄第1号と第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。  
 4 建設工事及び国費又は県費による補助工事の検査に關すること。

別表第11保健福祉環境部の部福祉課の項分掌事務の欄第1号(1)中「施工管理」の次に「及び検査」を加え、同表農林部の部農地整備課の項分掌事務の欄第10号中「及び」の次に「及び」を加え、同表土木部の部農地整備課の項分掌事務の欄第16号中「及び」の次に「及び」を加え、第18号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第17号の次に次の1号を加える。

別表第12土木部の部工務課の項分掌事務の欄第1号と第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。  
 4 建設工事及び国費又は県費による補助工事の検査に關すること。

4 建設工事及び福祉費又環境は県の費に補助工事務の検の欄に中第10号を第15号とし、第  
9 別表第13号と子育て支環部のを第1行にる課のとするのの事務の欄に中第10号を第15号とし、第  
8 子どもの福祉法第4条の規にる兒童福社施設（保育所に限る。）の最低基準実施  
9 の監督等に關するもに連携型認定に關する法律第19  
10 条の規定による幼保連携型認定に關する法律第19  
11 社法人の運営の指導等に關するに關する。こと。園を運営する社会福  
12 認可外保育施設の調査等に關する。こと。園を運営する社会福  
別表第13農林水産部の農林部、振興課の項分掌事務の欄第6号を次のように改め  
る。  
6 農林物産の規格化等に關する法律の施行に關するこの欄第8号を同欄第9号とし、  
別表第7農林部中むらびの経産部及び製造業の振興課の項分掌事務の欄第8号を同欄第9号とし、  
同農振興食す第3号の項分掌事務の欄第7号の項分掌事務の欄第6号の項分掌事務の欄第7号を同欄第8号とし、  
7 別表第13農林部中むらびの経産部及び製造業の振興課の項分掌事務の欄第7号の項分掌事務の欄第8号を同欄第9号とし、  
房別表第13農林部中むらびの経産部及び製造業の振興課の項分掌事務の欄第7号の項分掌事務の欄第8号を同欄第9号とし、  
8 別表第13農林部中むらびの経産部及び製造業の振興課の項分掌事務の欄第7号の項分掌事務の欄第8号を同欄第9号とし、  
整課の項分掌事務の欄第7号の項分掌事務の欄第8号を同欄第9号とし、  
備課の項分掌事務の欄第7号の項分掌事務の欄第8号を同欄第9号とし、  
管の項分掌事務の欄第7号の項分掌事務の欄第8号を同欄第9号とし、  
理の項分掌事務の欄第7号の項分掌事務の欄第8号を同欄第9号とし、  
2 別表第13農林部中むらびの経産部及び製造業の振興課の項分掌事務の欄第7号の項分掌事務の欄第8号を同欄第9号とし、  
21 建設工事及び福祉費又環境は県の費に補助工事務の検の欄に中第10号を第15号とし、第  
別表第15土木部の部工務課の項分掌事務の欄第1号を第2号とし、第4号を第5号とし、  
の表」に改め、同欄中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、  
第3号の次に次の1号を加える。  
4 建設工事及び福祉費又環境は県の費に補助工事務の検の欄に中第10号を第15号とし、第  
別表第16保健福祉環境部の部総務課の項分掌事務の欄第1号を第2号とし、第14号を第15号とし、  
で農林部、農林部、農林部、農林部、農林部、農林部、農林部、農林部、農林部、農林部、農林部、農林部、  
表加え、同表土木部の部維持管理調整課の項分掌事務の欄第5号から第14号までを1号ずつ繰り上げ、  
19号まで」に改め、同欄中第23号を第25号とし、第22号を第23号とし、同号の  
次に次の1号を加える。  
24 市房ダム管理所の建設工事に関するこの欄中第21号を第22号とし、第  
別表第16土木部の部維持管理調整課の項分掌事務の欄中第21号を第22号とし、第  
第18号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第17号の次に次の1号を加える。  
18 建設工事及び福祉費又環境は県の費に補助工事務の検の欄に中第10号を第15号とし、第  
別表第16土木部の部工務課の項分掌事務の欄第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、  
の表」に改め、同欄中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、  
第3号の次に次の1号を加える。  
4 建設工事及び福祉費又環境は県の費に補助工事務の検の欄に中第10号を第15号とし、第  
別表第17保健福祉環境部の部福祉課の項分掌事務の欄中第10号を第15号とし、第  
9 号を第14号とし、支環部のを第13号とし、第7号の次に次の5号を加える。  
8 子どもの福祉法第4条の規にる兒童福社施設（保育所に限る。）の最低基準実施  
9 の監督等に關するもに連携型認定に關する法律第19  
10 条の規定による幼保連携型認定に關する法律第19  
11 社法人の運営の指導等に關するに關する。こと。園を運営する社会福  
12 認可外保育施設の調査等に關する。こと。園を運営する社会福  
別表第17農林水産部の農林部、振興課の項分掌事務の欄第6号を次のように改め  
る。

6 農林物資の規格化等に関する法律の施行に關すること。  
 別表第 17 農林水産部の部農業普及・振興課の項分掌事務の欄第 8 号を同欄第 9 号とし、  
 同欄第 7 号中「、経営局及び生産局」を「及び流通アグリビジネス課、生産経営局並びに  
 農村振興局むらづくり課」に改め、第 6 号の次に第 1 号を加える。  
 7 食品表示法の施行に關するこ（食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に  
 關する政令第 7 条の規定により知事に委任された事務に限る。）。  
 別表第 18 総務振興課の項分掌事務の欄第 6 号中「及び福祉事務所」を「、福祉事務所  
 及び食肉衛生検査所天草検査室」に改め、同表保健福祉環境部の福祉課の項分掌事務の  
 欄中第 5 号から第 7 号までのを削り、第 8 号を第 5 号とし、第 9 号から第 13 号までを 3 号  
 ずつ繰り上げ、同表農林部の農地整備課の項分掌事務の欄第 1 号(1)中「施工管理」の  
 次に「及び検査」を加え、同表土木部の部技術管理課の項分掌事務の欄第 10 号中「及び」の次に「管理  
 並びに」を加え、同表土木部の部技術管理課の項分掌事務の欄第 6 号を同欄第 7 号とし、  
 同欄第 5 号の次に次のように加える。  
 6 建設工事及び国費又は県費による補助工事の検査に關すること。  
 別表第 18 土木部の部工務第二課の項分掌事務の欄第 6 号中「及び上津浦ダム」を「、  
 上津浦ダム及び路木ダム」に改める。

附 則  
 この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。